

第 2 章

用語解説



第2章 用語解説



※No.は、本文中で各用語を使用している箇所に付した番号を指します。

| No. | 用語 | 掲載ページ | 解説 |
|-----|-------------------|--|--|
| 1 | インフラ | 11、18、23、26、51、52、72、73、85、168、192、193、196 | インフラストラクチャーの略。学校、病院、道路、橋梁、鉄道路線、上下水道、電気、ガス、電話など、経済活動や社会生活を維持・発展させるための基盤構造。 |
| 2 | 地域自治区 地域自治区制度 | 20、26、35、58、59、122、123 | 市町村の一定の区域を単位とし、市町村長の権限に属する事務を分掌し、地域の住民の意見を反映しつつ、これを処理するために市町村長が設置するもの。地域自治区には事務所と地域協議会を置くこととされている。上越市では、28の地域自治区を設置。 |
| 3 | 財政調整基金 | 22、23、35 | 地方公共団体において、年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられた基金。 |
| 4 | 地域協議会 | 26、122、123 | 各地域自治区に置かれている、身近な地域の課題について、そこで暮らす市民自らがその解決方法などを議論し、地域の意見を取りまとめ、市長に意見を伝えるための機関。 |
| 5 | LNG基地 | 28、34、101 | 液化天然ガス(LNG)の受入、貯蔵、気化を行い、都市ガスとして供給する施設。 |
| 6 | 6次産業化 | 28、174、175 | 農林水産業を1次産業としてだけでなく、加工などの2次産業、販売・サービスなどの3次産業までを含め、一体化した産業として、農林水産物の付加価値を高めようとするもの。 |
| 7 | メタンハイドレート | 28、29、85、101、164、165 | 天然ガスの主成分であるメタンが氷のような状態になったもので、海底や永久凍土に存在する。新しいエネルギー資源として期待される。 |
| 8 | 都市機能 | 28、52、53、65、94、97、98、99、100、101、196 | 商業・業務・教育・文化・交流・行政など、都市的サービスを提供する機能。 |
| 9 | 日本海側拠点港 | 29、165 | 中国、韓国、ロシアなど対岸諸国の経済発展を国の成長に取り込みつつ、日本海側の各港湾の役割分担と連携により、日本海側の港湾全体の国際競争力を強化し、日本海側地域の経済発展に貢献することを目的に国が選定した港。 |
| 10 | 地方交付税 | 34、35 | 全国の市町村が一定水準の行政サービスを行えるよう、市町村の財政力に応じて国税から配分されるもの。一定の算式により交付される普通交付税と、災害など特殊要因に応じ配分される特別交付税がある。 |
| 11 | 地域主権改革・ 地方分権改革 | 34 | 住民に身近な行政は、できる限り地方公共団体が担い、その自主性を発揮するとともに、地域住民が地方行政に参画し、協働していくことを目指す改革。 |
| 12 | 基礎自治体 | 34、62、159 | 基礎的な地方自治体を意味し、住民にとって最も身近な行政主体のこと。日本では市町村を指す。 |
| 13 | 自治基本条例 | 36、39、42、49、53、58、59、114、120、122 | 市民による自治の一層の推進を図り、自主自立のまちを実現することを目的に、市における自治の基本的な理念と仕組みを定めた条例(平成20年制定)。 |
| 14 | アクションプラン | 39、74 | 具体的な取り組み内容を示した計画。行動計画。 |
| 15 | 新市建設計画 | 45 | 平成17年1月の市町村合併後のまちづくりを進めていくための基本方針と、その実現に向けた具体的な施策と事業、財政的な裏付けを取りまとめた計画(平成16年7月策定)。 |
| 16 | 協働 | 48、49、53、120、121、123、185 | 市民、市議会、市が相互の果たすべき責務を認識し、それぞれの立場・特性を対等なものとして尊重する考えの下、公共的な目的を果たすため、協力して共に働くこと。 |
| 17 | 新しい公共 | 59、120 | 市民が地域や公共の課題を自らの課題として受け止め、課題解決に向けて主体的に取り組むこと。 |
| 18 | 男女共同参画社会 | 59、116、117 | 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。 |
| 19 | ユニバーサル デザイン | 59、118、119 | 障害の有無や性別、年齢、国籍など個人の様々な状況、個人の能力にかかわらず、可能な限り誰もが利用できるように、まちや建物、環境、サービスなどの提供を目指すという考え方。 |

| No. | 用語 | 掲載ページ | 解説 |
|-----|-------------------|-----------------------|---|
| 20 | 地域防災計画 | 60、126、127、132 | 災害対策の基本となる計画で、災害を防ぐための予防対策や災害が発生したときの対応などを定めたもの。上越市地域防災計画は、地震災害対策、津波災害対策、自然災害対策、原子力災害対策、一般災害対策の各編により構成されている。 |
| 21 | 自助、共助 | 60、61、64、132、133 | 「自助」は、一人ひとりが自ら取り組むこと。「共助」は、地域や身近にいる人同士と一緒に取り組むこと。 |
| 22 | 自主防災組織 | 60、61、132、133 | 「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織で、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う。市内では主に町内会(2以上の町内会が共同する場合も含む。)を単位として組織されている。 |
| 23 | 常備消防 | 61、130、131 | 市町村に設置された消防本部・消防署。上越市は、妙高市と上越地域消防事務組合を組織している。 |
| 24 | 農業集落排水 | 62、140、141、192 | 農業集落におけるし尿や生活排水を処理する施設。 |
| 25 | 再生可能 エネルギー | 63、144、145 | 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーで、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないもの。 |
| 26 | 合計特殊出生率 | 64、159 | 人口統計上の指標で、一人の女性が生涯に産む子どもの数の平均値。 |
| 27 | 健康増進計画 | 65、148、149 | 国が示す健康増進に関する基本指針「健康日本21」に基づく、市民の健康増進を推進するための施策。 |
| 28 | 健康寿命 | 65、148、150 | 介護や病気など健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。平均寿命から日常生活に制限のある「不健康な期間」を引いたもの。 |
| 29 | 付加価値額 | 66 | 企業がその事業年度に生み出した利益。営業利益に人件費と減価償却費を加えた額。 |
| 30 | 基礎素材型産業 | 66 | 鉄、石油、木材、紙などの製品で、産業の基礎素材となる製品を製造する産業。 |
| 31 | Uターン | 67、82、83、85、172 | 大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻ること。Jターンは出身地の近くの地方都市に移住すること。Iターンは出身地以外の地方へ移住すること。 |
| 32 | TPP | 68 | 環太平洋経済連携協定。参加国間の関税撤廃や投資などに関するルールを定めるもの。 |
| 33 | 市場アクセス分野 | 68 | 貿易において、工業品や農産品の関税について議論する分野。 |
| 34 | 農業分野重要5品目 | 68 | コメ、麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖やその原料。 |
| 35 | 上越魚沼地域振興 快速道路 | 72、86、100、164、192、195 | 北陸自動車道・上越自動車道と関越自動車道を結び、信頼性の高い循環型ネットワークを形成する延長60kmの地域高規格道路。上越市内では、上新バイパス、浦川原IC～安塚IC間で供用済。 |
| 36 | 二次交通 | 73、169 | 複数の交通機関を使用する場合の2種類目の交通機関。主に空港や鉄道の駅から目的地へ移動する際の路線バスなどの交通機関のこと。 |
| 37 | 市民活動団体 | 81、89、121 | 町内会・住民組織、NPO法人、ボランティア団体など、自らの価値観、信念、地域への貢献等のために自発的に活動する団体。 |
| 38 | 地域内経済循環 | 82、83 | 地域の資源・産品が地域で活用・消費されることにより、人・物・お金が地域内で循環すること。 |
| 39 | 水源かん養 | 97、178、196 | 森林の土壌が、雨水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を調整して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させること。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化すること。 |
| 40 | 本人通知制度 | 114 | 身元調査などを目的とした住民票の写しや戸籍謄抄本などの不正請求・不正取得を防ぐため、本人以外の第三者に証明書等を交付したときに、希望者に通知する制度(平成25年8月から実施)。 |
| 41 | ワールドキャンプ | 114 | 文化の多様性に気付き異文化への興味や関心を育てることを目的に、小学5年生から中学3年生までを対象とした参加者と市内の留学生やALTとが交流するキャンプ。 |
| 42 | 上越市子どもの 権利基本計画 | 115 | 子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画。 |

第2章 用語解説



| No. | 用語 | 掲載ページ | 解説 |
|-----|-------------------|-----------------|---|
| 43 | DV | 116 | 配偶者や恋人などの親しい関係の人からの身体的・精神的・性的・経済的暴力。 |
| 44 | 人にやさしいまちづくり条例 | 118 | 全ての市民の基本的な権利が尊重され、社会参加の機会が確保された豊かで住みよい地域社会の形成の促進に寄与することを目的に、市、事業者、市民が一体となって人にやさしいまちづくりを推進することを定めた条例(平成11年制定)。 |
| 45 | 新潟県福祉のまちづくり条例 | 118 | 高齢者、障害者等の自立と社会参加を促進するための生活環境の整備について定めた新潟県の条例(平成8年策定)。 |
| 46 | 公共建築物ユニバーサルデザイン指針 | 118、119 | 誰もが安全・安心で、快適に暮らせるまちを目指し、市の施設を全ての人々が利用しやすい施設にするための基準(平成19年策定)。 |
| 47 | 元気の出るふるさと講座 | 121、123、187 | 地域の課題解決や人材育成を図り、地域づくりを支援する公民館講座。 |
| 48 | 地域活動支援事業 | 122 | 身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民が自発的・主体的に行う地域活動に対して上越市が補助する制度(平成22年度から実施)。 |
| 49 | コミュニティプラザ | 122 | 旧町村役場や公民館などを転用して上越市内の旧町村の地域自治区に設置された、地域住民や市民活動団体等が集まり活動する拠点。 |
| 50 | ハザードマップ | 127、132 | 洪水、土砂災害、津波などについて被害の想定範囲や避難場所、避難経路などを示した地図。 |
| 51 | 避難行動要支援者の個別避難計画 | 127 | 災害時の避難行動に支援が必要で、家族などの支援が受けられない人について、地域の支援者や自主防災組織の人などと一緒、避難場所や避難方法などについて検討した計画。 |
| 52 | 暴力団の排除の推進に関する条例 | 134、135 | 安全で安心な市民生活を確保するとともに社会経済活動の健全な発展に寄与するため、市民・事業者、市、関係機関・団体等が一体となって暴力団の排除を推進するために定められた条例(平成24年制定)。 |
| 53 | 劇場型勧誘 | 134 | 複数の業者が役回りを分担し、パンフレットを送り付けたり電話で勧誘したりして、消費者があたかも得をするように信じ込ませて実体不明の金融商品などを買わせる手口。 |
| 54 | 光化学オキシダント | 140 | 工場や事業所、自動車などから排出される大気中へ窒素酸化物や揮発性有機化合物などが、太陽の強い紫外線を受け光化学反応を起こして作り出される物質の総称。 |
| 55 | PM2.5 | 140、141 | 大気中に浮遊している2.5マイクロメートル(1マイクロメートルは1ミリメートルの千分の1)以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた10マイクロメートル以下の浮遊粒子状物質よりも小さな粒子。 |
| 56 | 污水衛生処理率 | 140、141 | 生活排水が適切に処理されている人口の割合。 |
| 57 | 自然環境保全条例 | 142、143 | 恵まれた自然環境や希少な野生動植物を、開発行為や盗掘などから守り、自然の持つ復元力を高め、自然を再生することにより、地域の多様な生態系などの自然環境を健全な状態を確保するために定めた条例(平成20年制定)。 |
| 58 | 環境影響評価会議 | 143 | 環境影響評価に係る技術的な事項を調査審議するため、市が設置する学識経験者、関係行政機関の職員から構成する組織。環境影響評価とは、開発事業が環境に及ぼす影響を事業者自らがあらかじめ調査、予測、評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からより良い事業計画を作り上げていく制度。 |
| 59 | 地域省エネルギービジョン | 144、145 | 第2次環境基本計画の基本目標の一つである「省エネルギーの推進」を受けて、地域のエネルギー需要と省エネルギー可能量の把握のほか地域に即した重点戦略を策定した計画(平成22年策定)。 |
| 60 | 再生可能エネルギー導入計画 | 144 | 市全体における再生可能エネルギー等の導入を地域特性や課題を踏まえて、計画的に推進することについて定めた計画(平成26年策定)。 |
| 61 | バイオマス | 144、145、176、177 | 家畜排せつ物、食品廃棄物、稲わらなど、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。 |
| 62 | 温室効果ガス | 144 | 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスなど、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす大気中の気体。 |
| 63 | 地球温暖化対策実行計画 | 145 | 当市域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の抑制等について定めた計画(平成18年策定)。 |

| No. | 用語 | 掲載ページ | 解説 |
|-----|--|---------|---|
| 64 | 環境基本計画 | 146 | 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定める基本的な計画。 |
| 65 | 環境マネジメントシステム | 147 | 事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組むための体制・手続等の仕組み。市では、上越市環境マネジメントシステム(JMS)を活用し、市が行う全ての事務事業と施設を対象としたPDCA(Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(改善))サイクルによる継続的な環境改善活動を推進している。 |
| 66 | 特定健康診査(特定健診) | 148、149 | 糖尿病等の生活習慣病有病者・予備群を25%減少させ、中長期的な医療費の伸びの適正化を図ることを目的として行う生活習慣病予防のための健康診査。 |
| 67 | 特定保健指導 | 149 | 特定健康診査の結果により生活習慣病の発症リスクがある人に対して健診結果を踏まえ、生活習慣を見直すことを目指して行うサポート。 |
| 68 | 一次救急医療機関 二次救急医療機関(二次救急病院) 三次救急医療機関 | 150、151 | 休日や夜間にケガや病気になった人に対して、迅速な救命措置を行うための医療体制のことで、重症度により一次、二次、三次の3段階の体制をとっている。 「一次救急医療機関」は、軽症で入院の必要がない患者を診察する医療機関(一般診療所や休日・夜間診療所が該当)。 「二次救急医療機関(二次救急病院)」は、入院治療を必要とする重症患者の医療を担当する医療機関(地域の中核的病院、専門性のある外来や一般的な入院医療を行う病院が該当)。 「三次救急医療機関」は、二次救急医療機関で対応できない、脳卒中、心筋梗塞、頭部損傷や複数の診療科領域にわたる重篤な患者に対応する医療機関(高度医療や先端医療を提供でき、救命救急センターのある病院等が該当)。 |
| 69 | 地域包括ケアシステム | 152、153 | 重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム。 |
| 70 | 高齢者地域サロン | 153 | 高齢者の日常生活の相談や憩い・交流の場の提供、介護予防のために開催するサロン。 |
| 71 | 生活困窮者 | 156、157 | 病気や障害、高齢などの理由で働けず、また、活用できる資産や援助をしてくれる身内もないなど、世帯全体の収入が生活保護制度で国が定める最低限度の生活を営む基準以下で、生活に困っている人。生活困窮者自立支援法では、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」をいう。 |
| 72 | 生活困窮者自立支援制度 | 156、157 | 官民協働による地域の支援体制を構築し、生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を実施する制度。 |
| 73 | 就労支援員 | 157、172 | 安定就労による生活保護からの早期自立を図るため、就労意欲の喚起、就労相談・指導、ハローワークとの連絡調整などを行う人。 |
| 74 | 放課後児童クラブ | 160、161 | 放課後、保護者のいない家庭の小中学生に対し、学校の空き室などを利用して、児童の育成・指導、遊びの助長などを行う事業。 |
| 75 | 認定こども園 | 161 | 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と、地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県知事から認定を受けた幼稚園、保育所等。 |
| 76 | 上越ものづくり振興センター | 162、163 | 企業の経営基盤の強化、技術向上・研究開発、人材育成、販路開拓等に向けた支援策を各関係機関との連携を図りながら総合的に実施し、産業の振興を図るため、民間企業との連携を意識して平成21年11月に設置した市の機関。 |
| 77 | メイド・イン上越 | 162、163 | 市内中小企業等が積極的な研究開発により製造した優れた商品を「メイド・イン上越」として認証することで域内外に広く発信し、その販路開拓・販売促進を支援する制度。工業製品と特産品に区分しており、特産品については、認証のほか、上越ならではの特色ある産品を「地域の継承品」として登録している。 |
| 78 | 上越国際ビジネス研究会 | 162、167 | 市内企業の国際ビジネス参入を支援するため、市と上越商工会議所、日本貿易振興機構(ジェトロ)、新潟貿易情報センターが共同で開催する研究会。 |
| 79 | ポートセールス | 164 | 港の利用促進と貨物取扱量の拡大を進めるため、企業等に働き掛けること。 |
| 80 | 重要港湾 | 164 | 海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾で政令で定められた港。 |
| 81 | 環日本海経済研究所(エリナ) | 167 | 北東アジア地域との経済交流を促進し、北東アジア経済圏の形成と発展を目的とした新潟市にある公益財団法人。北東アジア地域経済の調査・研究、民間企業による経済交流の支援や関係各国・地域が一堂に会する「北東アジア経済発展国際会議」の開催などを行っている。 |

第2章 用語解説

| No. | 用語 | 掲載ページ | 解説 |
|-----|---------------------|---------|---|
| 82 | 日本貿易振興機構 (ジェトロ) | 167 | 貿易・投資促進と開発途上国研究を通じ、日本の経済・社会の更なる発展に貢献することを目指して、日本企業の海外展開支援、外国企業の日本への誘致、日本の通商政策への貢献、開発途上国の支援と研究を行っている独立行政法人。 |
| 83 | 旅行エージェント | 168 | 旅行を企画、販売する会社。 |
| 84 | 観光コンテンツ | 169 | 地域ならではの歴史や風土、食文化などで、集客力のある観光資源。 |
| 85 | プロモーション活動 | 169 | 宣伝や売り込みのこと。 |
| 86 | アフター コンベンション | 170 | 会議や大会等の終了後に行う娯楽や観光のこと。会議のオプションとして、市内の観光資源等を巡る比較的短時間のツアーが組まれることもある。 |
| 87 | ワークライフ バランス | 173 | 働く全ての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。 |
| 88 | 認定農業者 | 174、175 | 市町村が策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を作成し、それが市町村に認定された農業者または組織経営体。 |
| 89 | 集落営農 | 174、175 | 集落を単位として、生産工程の全部または一部について共同で取り組む組織。 |
| 90 | 人・農地プラン | 174 | 集落・地域が抱える人と農地に関する問題の解決に向け、今後の地域農業のあり方などを話し合いにより決める地域農業の未来の設計図となるもの。 |
| 91 | 農業振興地域内の 農用地 | 175、197 | 総合的に農業の振興を図ることが必要な地域として都道府県知事が指定した農業振興地域のうち、今後とも長期間にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が指定した農用地。農地転用の制限、開発行為の制限等の措置がとられる。 |
| 92 | 中山間地域 振興基本条例 | 178 | 中山間地域の振興を総合的に推進し、市民が安全に安心して住み続けることができる地域社会の実現を図るため、中山間地域の振興に関する施策の基本となる事項を定めた条例(平成23年制定)。 |
| 93 | 中山間地域等直接 支払交付金制度 | 179 | 中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、5年以上農業を続けることを約束した農業者等に対して交付金を交付する制度。 |
| 94 | 広域集落協定 | 179 | 中山間地域等直接支払交付金制度に取り組むに当たり、単独での取り組みが困難な集落が、近隣集落との連携体制を構築した協定。 |
| 95 | キャリア教育 | 183 | 望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。 |
| 96 | ICT教育 | 183 | 情報通信技術(ICT)を活用した教育のことで、インターネットや情報機器を活用し、子どもたちの学ぶ意欲や情報活用能力の向上を目指すもの。 |
| 97 | 学校適正配置基準 | 185 | 平成22年3月に上越市教育委員会が、子どもたちにとって望ましい教育環境としての学校の「あるべき姿」を示した基準。 |
| 98 | 総合型地域 スポーツクラブ | 188、189 | 身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、地域住民により自主的・主体的に運営されるもの。 |
| 99 | デマンドバス | 194、195 | 利用者が事前に乗車時間と乗降場所を予約申込みすることによって運行される仕組みのバス。 |
| 100 | 乗合タクシー | 194、195 | 10人以下の人を運ぶ営業用自動車を利用した乗合自動車。 |
| 101 | 狭隘道路 | 195 | 主に幅員4m未満の道路。 |
| 102 | スクールバス混乗 | 195 | 過疎地域などの交通空白地帯において、市町村が、スクールバスを活用して当該地域の住民の運送を行う自家用有償旅客運送のこと。 |
| 103 | 都市計画マスター プラン | 197 | 都市計画法に基づき、目指すべき都市の将来像とその実現に向けた都市づくりの方針を定めた計画。 |
| 104 | パーク・パートナ シップ制度 | 199 | 市民との協働により良好な公園環境を維持し、地域が主体となった公園管理を推進する制度。 |
| 105 | PDCAサイクル | 202 | 事業の実行に際し、計画を立て(Plan)、実行し(Do)、その評価(Check)に基づいて見直し(Act)を行うという一連の流れを繰り返しながら、継続的な改善を進めていくシステム。 |